

官民連携運用モデル(案)

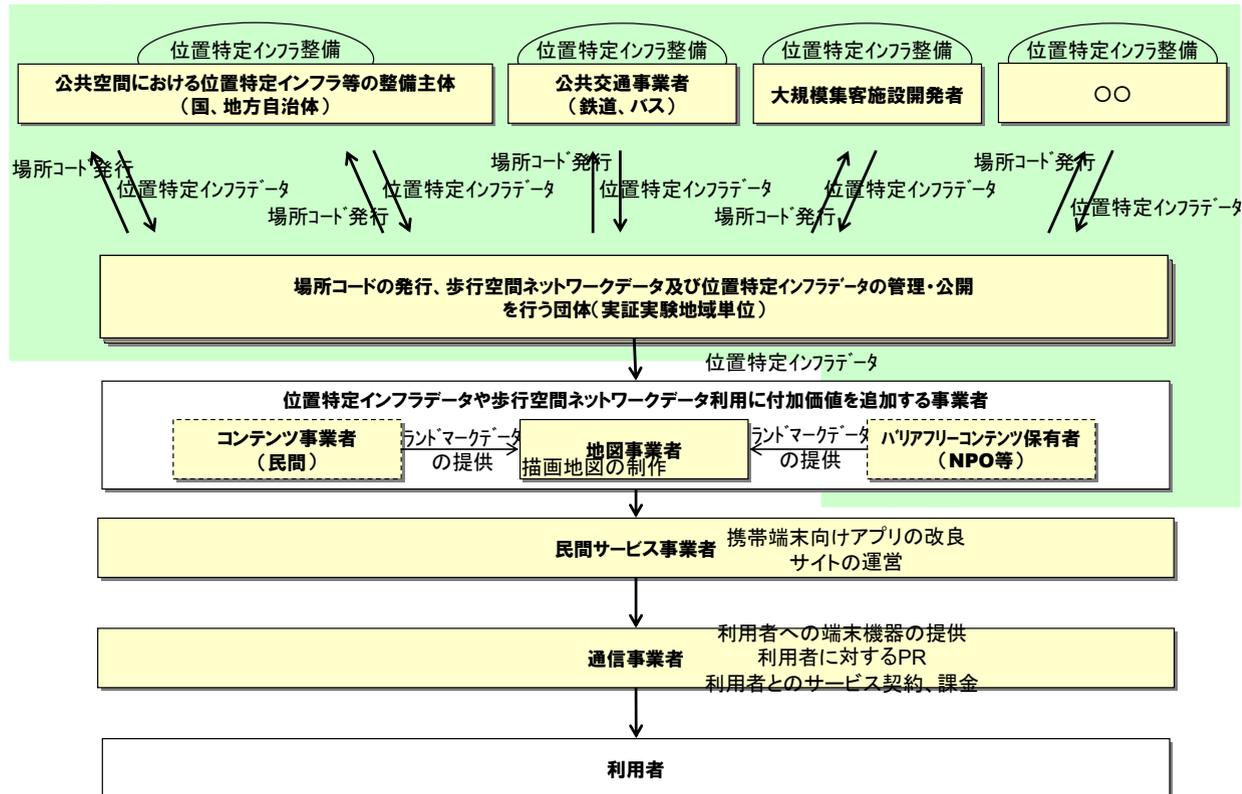
検討内容及び方法

- 自律移動支援プロジェクトの実用化すなわち継続的な運用段階では、公的主体と民間企業等による連携が不可欠であり、そのあり方を示す仕組み(=官民連携運用モデル)を明らかにする必要がある。
- 自律移動支援プロジェクトの実用化時(=企業による商用化時)までには、このモデルでは、官民の関係する全ての主体を対象として、次の事項について表現する必要があると思われる。
 - 果たすべき役割や担う責任の範囲
 - 費用負担の考え方
 - モノやサービス、データ(情報)の流れ
 - 運営時のお金の流れ
- 現段階の整理として、本資料の作成に向けては、「第一回サービスSWGの検討結果」に記載されているサービスを実現すると想定した場合、現段階で、「関わりがあると思われる関連主体」を抽出し、6分野別の各サブサービス毎に「果たすべき役割や担う責任の範囲」及び「モノやサービス、データ(情報)の流れ」を想定した。
- なお、ここで提示するモデル(案)は、仮説であり、平成20年度実施予定の実証実験を通じて役割分担(責任分解点)等を検証するものである。

官民連携運用モデル(案)

1. 現在位置案内

- 現在位置案内サービスの実現に向けては、GPS不感地域や施設内において、「官」や「大規模集客施設開発者」等が位置特定インフラを整備し、その設置箇所や設置内容を記した位置特定インフラデータを「管理・公開団体」に提供する。
- 次に、「管理・公開団体」から位置特定インフラの利用を許可された「民」は、位置特定インフラデータを受け取り、「地図事業者」が位置特定インフラの設置箇所に対応した描画地図を制作、これらを活用した「サービス事業者」は、携帯端末向けアプリの改良などを実施する。
- 「利用者」は、「通信事業者」を通じて「サービス事業者」と契約し、サービス利用規約に同意し利用料金を支払う対価として、位置特定インフラによる現在位置案内サービスを利用することができる。

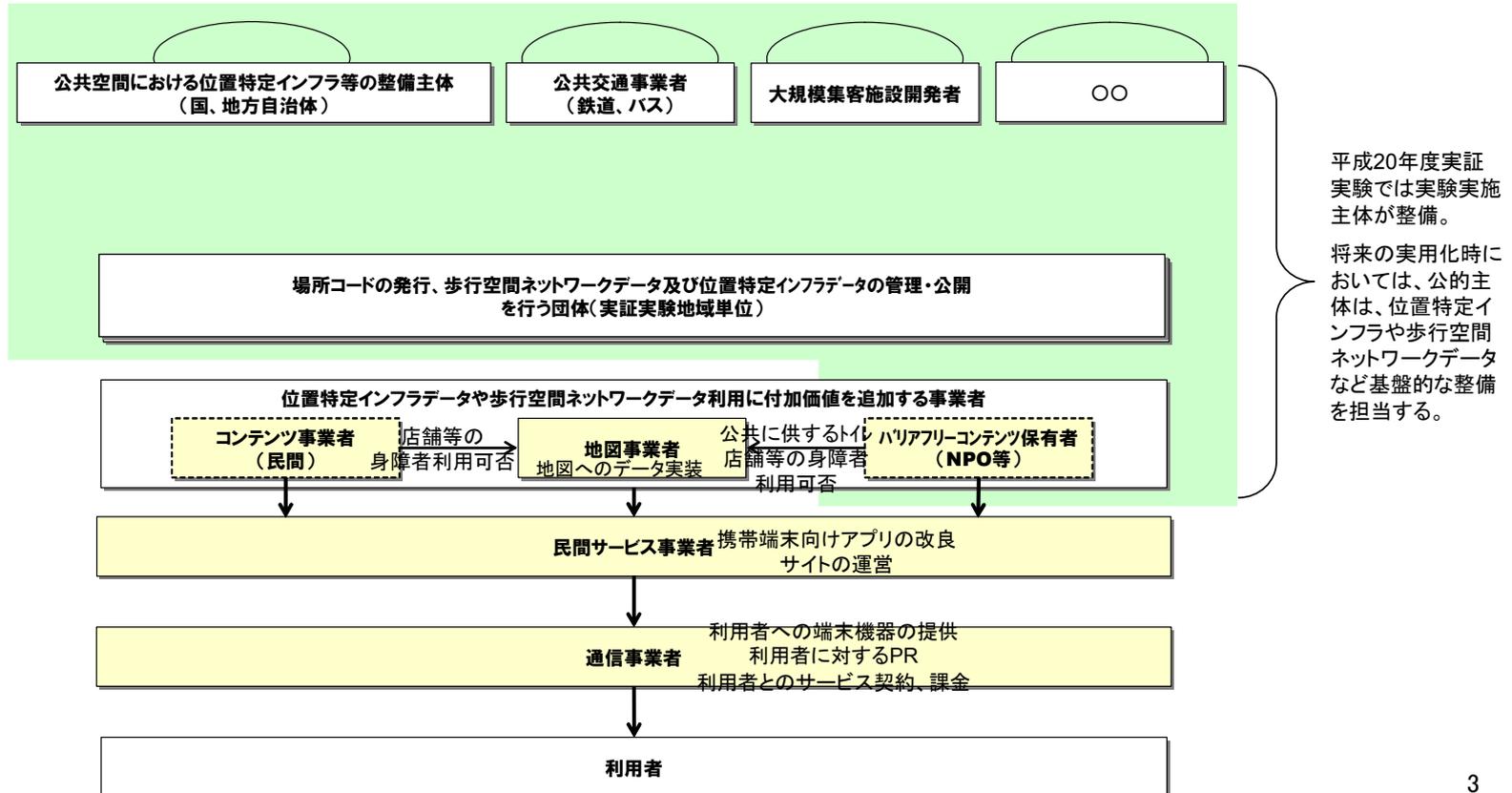


平成20年度実証実験では実験実施主体が整備。
 将来の実用化時には、公的主体は、位置特定インフラや歩行空間ネットワークデータなど基盤的な整備を担当する。

官民連携運用モデル(案)

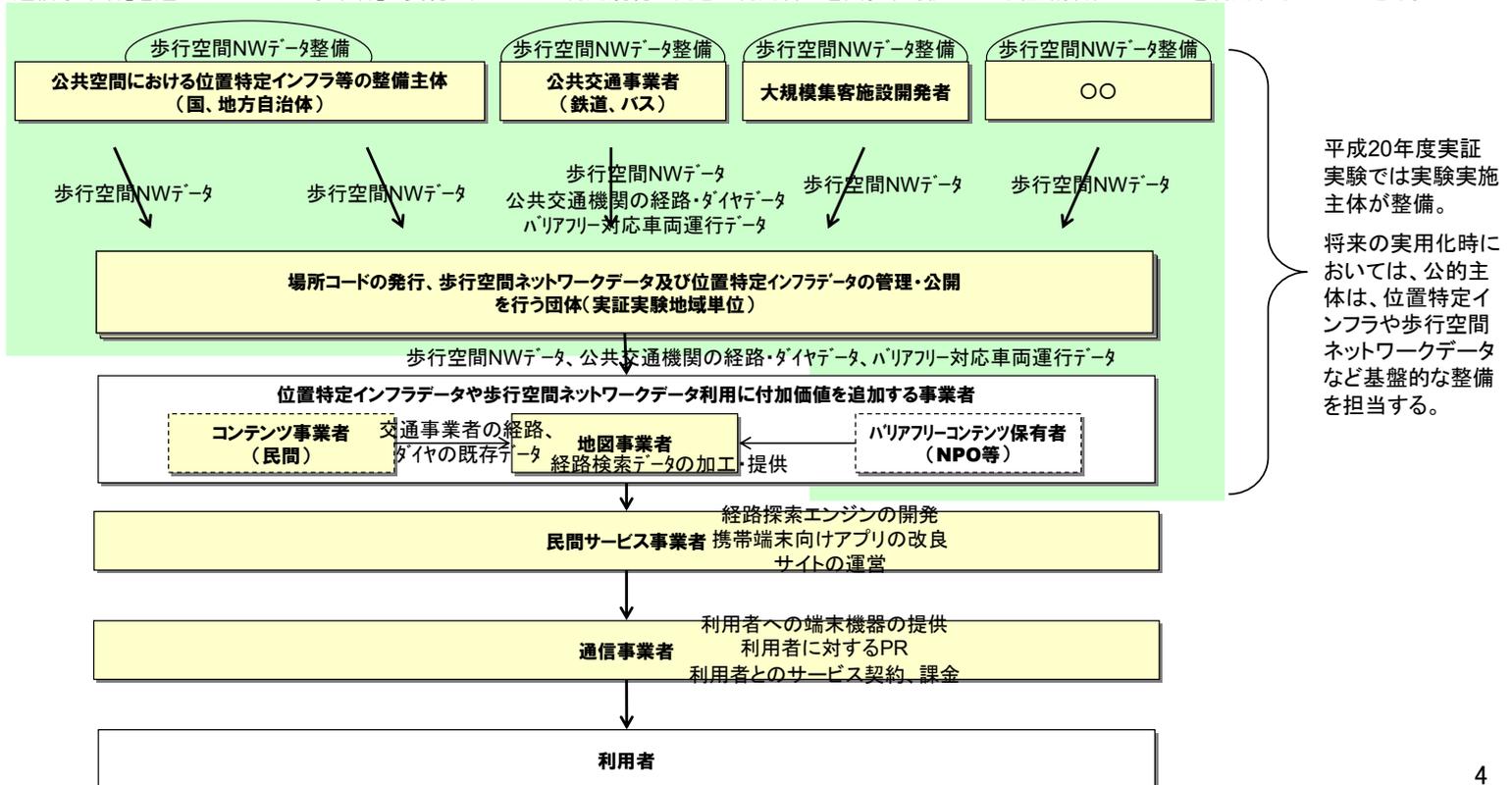
2. 施設情報提供（含「6. 緊急情報」）

- 施設情報提供サービスの実現に向けては、「コンテンツ事業者」が持つ店舗等の身障者利用可否のデータや、NPO等の「バリアフリーコンテンツ保有者」が持つ公共に供するトイレのデータ等を、「地図事業者」が有償か無償で入手し、既に保有する自社の地図に実装する。
- 「地図事業者」により統合された地図データを活用する「サービス事業者」は、携帯端末向けアプリの改良などを実施する。
- 「利用者」は、「通信事業者」を通じて「サービス事業者」と契約し、サービス利用規約に同意し利用料金を支払う対価として、バリアフリー施設に関する情報を含めた施設情報提供サービスを利用することができる。



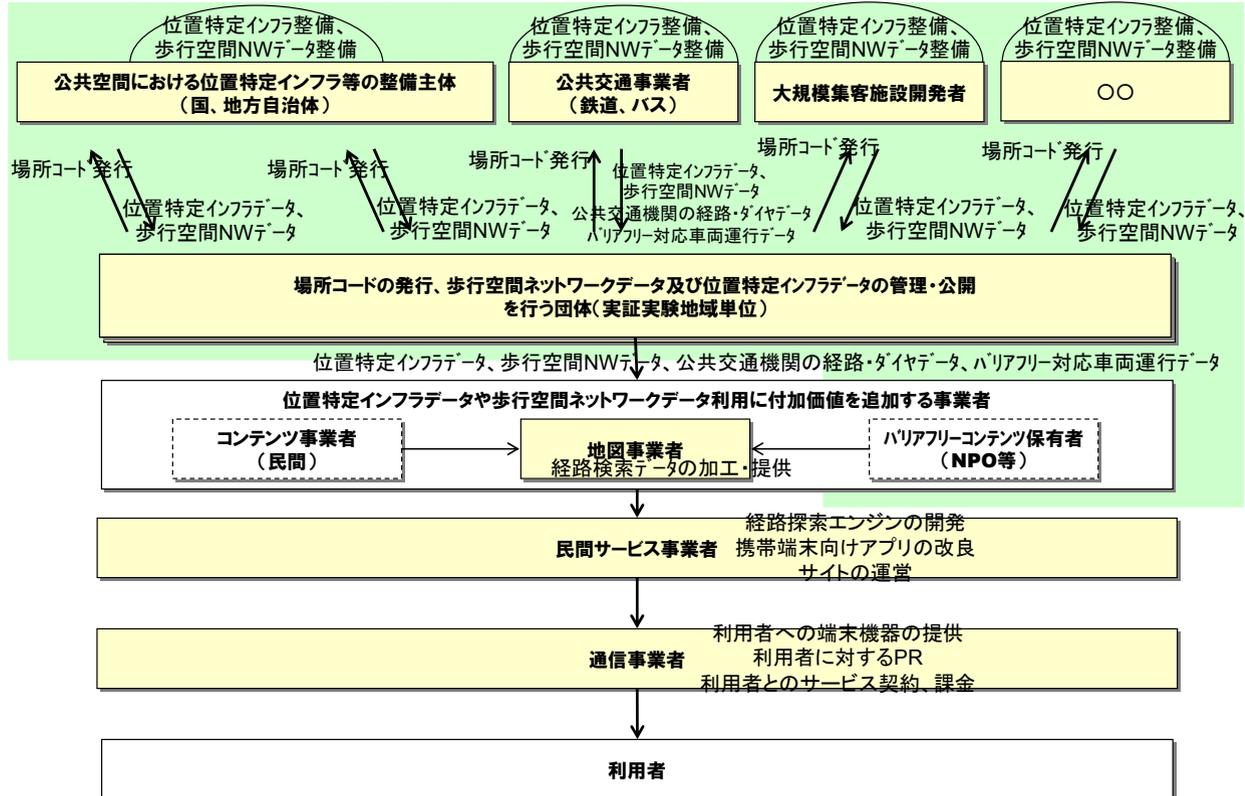
3. 経路探索

- 経路探索サービスの実現に向けては、「官」や「大規模集客施設開発者」等が歩行空間ネットワークデータやこれと結びついて経路探索の対象となる公共交通機関の経路・ダイヤデータやバリアフリー対応車両運行データを整備し、これらのデータを「管理・公開団体」に提供する。
- 「管理・公開団体」からこれらのデータ利用を許可された「民」は、例えば、「地図事業者」が経路探索データとして加工する。このときに、「コンテンツ事業者」が既に持っている交通事業者(特に、鉄道事業者及び主要バス事業者)の経路、ダイヤに関するデータも活用する。
- 「地図事業者」により統合された経路探索データを活用する「サービス事業者」は、携帯探索エンジンの開発などを実施する。
- 「利用者」は、「通信事業者」を通じて「サービス事業者」と契約し、サービス利用規約に同意し利用料金を支払う対価として、経路探索サービスを利用することができる。



4. 移動案内（移動案内のサービスを利用している場合の「5. 注意喚起」を含む）

- 移動案内サービスの実現に向けては、GPS不感地域や施設内において、「官」や「大規模集客施設開発者」等が位置特定インフラを整備し、その設置箇所や設置内容を記した位置特定インフラデータを「管理・公開団体」に提供する。また、「官」や「大規模集客施設開発者」等が歩行空間ネットワークデータやこれと結びついて経路探索の対象となる公共交通機関の経路・ダイヤデータやバリアフリー対応車両運行データを整備し、これらのデータを「管理・公開団体」に提供する。
- 「管理・公開団体」から位置特定インフラ及び各種データ利用を許可された「民」は、例えば、「地図事業者」が移動案内に適切な経路探索データとして加工する。さらに、「地図事業者」により統合された経路探索データを活用する「サービス事業者」は、移動案内を実現する携帯探索エンジンの開発などを実施する。
- 「利用者」は、「通信事業者」を通じて「サービス事業者」と契約し、サービス利用規約に同意し利用料金を支払う対価として、移動案内サービスを利用することができる。

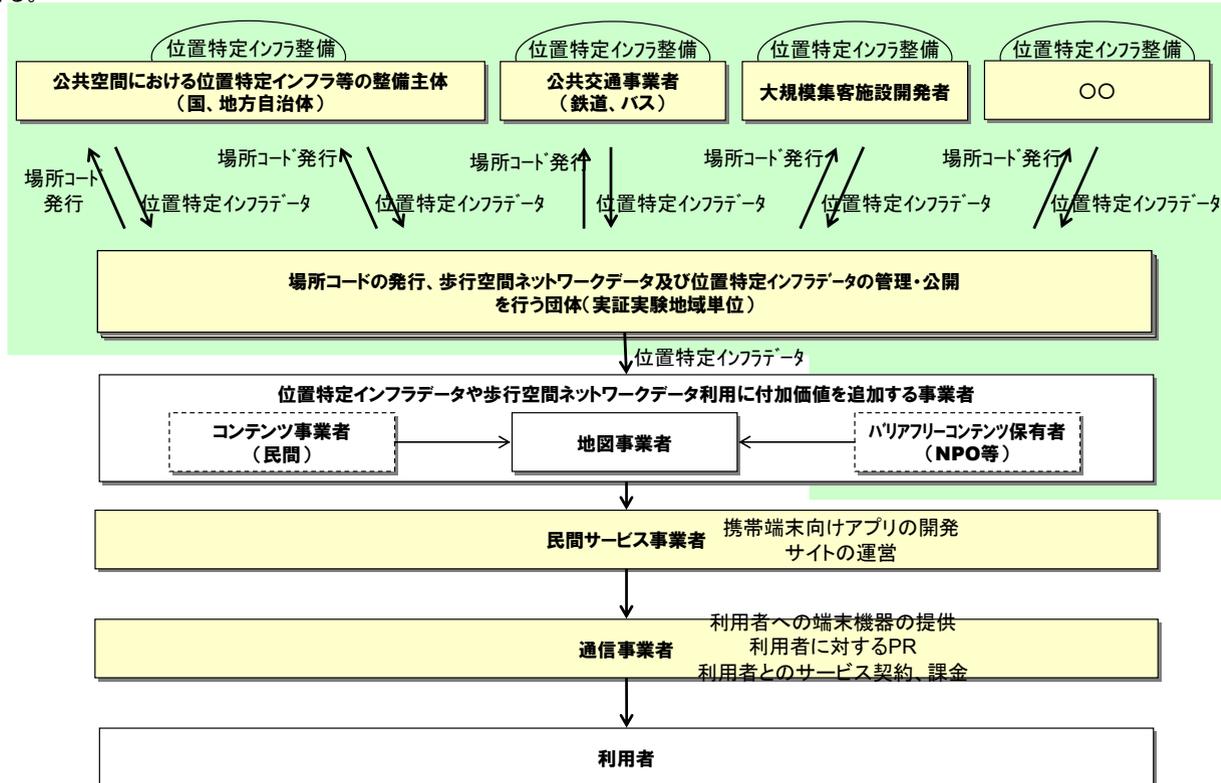


平成20年度実証実験では実験実施主体が整備。

将来の実用化時には、公的主体は、位置特定インフラや歩行空間ネットワークデータなど基盤的な整備を担当する。

5. 注意喚起(「4. 移動案内」のサービスを利用せずに移動している場合)

- 移動案内サービスを利用せずに(=移動案内のためのアプリケーションを起動せずに)移動しているときの注意喚起サービスの実現に向けては、通行に注意が必要な箇所や地物の位置が特定できるように、「官」や「大規模集客施設開発者」等が位置特定インフラを整備し、その設置箇所や設置内容を記した位置特定インフラデータを「管理・公開団体」に提供する。
- 次に、「管理・公開団体」から位置特定インフラの利用を許可された「サービス事業者」は、位置特定インフラデータを受け取り、これを活用して注意喚起サービスが実現するように、携帯端末向けアプリの改良などを実施する。
- 「利用者」は、「通信事業者」を通じて「サービス事業者」と契約し、サービス利用規約に同意し利用料金を支払う対価として、位置特定インフラによる注意喚起サービスを利用することができる。



平成20年度実証実験では実験実施主体が整備。
将来の実用化時には、公的主体は、位置特定インフラや歩行空間ネットワークデータなど基盤的な整備を担当する。